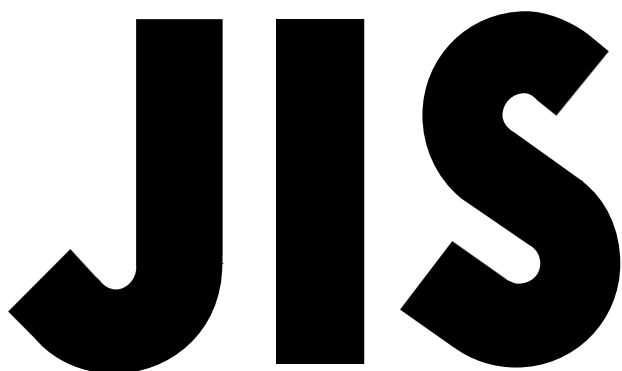




高視認性安全服

JIS T 8127 : 2015

(JSAA/JSA)

平成 27 年 10 月 26 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第一部会 保安技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	神 山 宣 彦	東洋大学
(委員)	小 野 真理子	独立行政法人労働安全衛生総合研究所
	釘 宮 悦 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	利 岡 和 範	日本安全靴工業会
	根 岸 公一郎	株式会社千代田テクノル
	野 原 由樹子	日本防護服研究会
	松 村 不二夫	公益社団法人日本保安用品協会
	由 野 友 規	建設業労働災害防止協会

主 務 大 臣：厚生労働大臣，経済産業大臣 制定：平成 27.10.26

官 報 公 示：平成 27.10.26

原 案 作 成 者：公益社団法人日本保安用品協会

(〒113-0034 東京都文京区湯島 2-31-15 和光湯島ビル TEL 03-5804-3125)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第一部会（部会長 酒井 信介）

審議専門委員会：保安技術専門委員会（委員長 神山 宣彦）

この規格についての意見又は質問は，上記原案作成者，厚生労働省労働基準局 安全衛生部安全課及び同部化学物質対策課 [〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2 TEL 03-5253-1111（代表）] 又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 [〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 TEL 03-3501-1511（代表）] にご連絡ください。

なお，日本工業規格は，工業標準化法第 15 条の規定によって，少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され，速やかに，確認，改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	3
4 デザイン	5
4.1 タイプ及びクラス	5
4.2 デザインに関する最低要求事項	6
4.3 サイズ表示	10
5 蛍光生地、非蛍光生地及び複合機能材料に対する要求事項	10
5.1 色に対する要求事項	10
5.2 耐光試験後の色に対する要求事項	11
5.3 蛍光生地及び非蛍光生地の染色堅ろう度	12
5.4 蛍光生地及び非蛍光生地の寸法変化	12
5.5 蛍光生地及び非蛍光生地の物性試験	12
5.6 生理学的性能－水蒸気透過抵抗 (R_{et}) 及び温熱抵抗 (R_{ct})	13
6 再帰性反射材及び複合機能材料の再帰反射性能に対する要求事項	13
6.1 耐久試験前の再帰反射性能に対する要求事項	13
6.2 耐久試験後の再帰反射性能に対する要求事項	14
7 試験方法	14
7.1 試験片の採取及び調整	14
7.2 色の測定	15
7.3 再帰反射性能の測定方法	15
7.4 耐久試験後の再帰反射性能	15
7.5 経年変化	16
8 表示	16
9 製造業者情報	17
附属書 A (参考) リスクレベルに関する要因並びに道路など使用者の状況・環境及び目安となる想定着用者	19
附属書 B (規定) 工業洗濯試験のためのジャケットにおける帯状の再帰性反射材の配置	20
附属書 C (規定) 湿潤状態での再帰性反射材の性能測定	21
附属書 D (参考) 高視認性安全服のデザインに関するガイドライン	23
附属書 JA (参考) 高視認性安全服の面積測定に関するガイドライン	24
参考文献	31
附属書 JB (参考) JIS と対応国際規格との対比表	32
解 説	37

まえがき

この規格は、工業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、公益社団法人日本保安用品協会（JSAA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、厚生労働大臣及び経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。厚生労働大臣、経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

高視認性安全服

High visibility warning clothing

序文

この規格は、2013 年に第 1 版として発行された **ISO 20471** を基とし、使用上の利便性を考慮するため、技術的内容を変更して作成した日本工業規格である。

なお、この規格で側線又は点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。変更の一覧表にその説明を付けて、**附属書 JB** に示す。また、**附属書 JA** は対応国際規格にはない事項である。

1 適用範囲

この規格は、着用者の存在について視覚的に認知度を高める高視認性安全服について規定する。高視認性安全服は、明所及び暗所における車両、建機などの移動体（以下、移動体という。）の前照灯の下でのどのような光に対しても、運転者又は機械作業者に對し着用者を目立たせることを目的とする。リスクレベルに関する詳細を、**附属書 A** に示す。

この規格は、低リスク又は中リスクレベルには適用しない。性能上の要求事項には、色及び再帰反射係数のほか、蛍光生地並びに再帰性反射材の必要最小面積及び配置に関するものが含まれる。

注記 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

ISO 20471:2013, High visibility clothing—Test methods and requirements (MOD)

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、**ISO/IEC Guide 21-1** に基づき、“修正している”ことを示す。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS K 6404-2 ゴム引布及びプラスチック引布試験方法—第 2 部：物理試験（基本）

注記 対応国際規格：**ISO 1421**, Rubber- or plastics-coated fabrics—Determination of tensile strength and elongation at break, **ISO 2411**, Rubber- or plastics-coated fabrics—Determination of coating adhesion, **ISO 3303-2**, Rubber- or plastics-coated fabrics—Determination of bursting strength—Part 2: Hydraulic method, **ISO 4674-1**, Rubber- or plastics-coated fabrics—Determination of tear resistance—Part 1: Constant rate of tear methods 及び **ISO 4674-2**, Rubber- or plastics-coated fabrics—Determination of tear resistance—Part 2: Ballistic pendulum method（全体評価：MOD）

JIS K 6404-3 ゴム引布及びプラスチック引布試験方法—第 3 部：物理試験（応用）

注記 対応国際規格：**ISO 1420**, Rubber- or plastics-coated fabrics—Determination of resistance to